

須磨多聞線住民訴訟

支出差し止め

請求など棄却

神戸地裁

神戸市が進める都市計画道路「須磨多聞線」の建設を巡り、整備事業への公金支出は違法などとして、周辺住民らが久元喜造市長を相手取り支出の差し止めなどを求めた住民訴訟の判決が29日、神戸地裁であった。

野上あや裁判長は請求を棄却した。

須磨多聞線は同市須磨区と垂水区を結ぶ全長約7キロの幹線道路。阪神・淡路大震災直後に事業認可された。

原告側は、同道路のうち須磨区天神町から離宮西町までの約520メートルの西須磨工区について、市は渋滞の緩和などを事業目的としていたが前提となる交通

量の評価に誤認があり「渋滞自体が存在しない」と主張。道路整備による環境汚染や地域分断の恐れも訴えた。

判決で野上裁判長は、市が過去に実施した交通量調査と国の調査結果との間に隔たりがある点について「日時が異なれば結果が異なることは不自然ではない」と指摘。また、市の計画は環境保全に配慮してお

り、市環境基本計画にも適合するとして訴えを退けた。

同日、会見を開いた原告団の宗岡明弘代表(70)は「震災後30年間にわたって住民の心配や不安を訴えてきた。当然納得することができない」と述べ、控訴する方針を示した。

# 須磨多聞線工事費「適法」

## 地裁 住民側の請求棄却

神戸市が建設を進める都市計画道路「須磨多聞線」の西須磨工区（全長約520㍎）を巡り、計画に違法性があり、工事費を支出したことは違法だとして、地域住民ら約530人が、市に対し、久元喜造市長への約3億円の損害賠償請求を求めた住民訴訟の判決が29日、地裁であった。野上あや裁判長は「固有の違法事由は認められない」として請求を棄却した。原告側は控訴する方針。

須磨多聞線は同市須磨区南部と垂水区の約7㍎を結ぶ道路で、1968年に都市計画決定された。近隣住民らは大気汚染や騒音を懸念し、工事に反対。2度の公害調停が開かれたが、市側が調停に応じず、協議が打ち切れ、市は2020年に工事を開始した。訴状で住民側は「工事の前提となる渋滞が存在しない」などと主張していた。

判決では、「外部機関の調査でも渋滞の発生箇所と認定されており、渋滞を解消する必要性があったと認められる」と指摘した。

原告の一人、宗岡明弘さん(70)は「30年にわたる地元住民の強い反対を無視して、強権的に着工した。我々の思いをくみ取ってもらえず、極めて遺憾だ」と話した。

神戸市が建設を進める都市計画道路「須磨多聞線」の西須磨工区（全長約520㍎）を巡り、計画に違法性があり、工事費を支出したことは違法だとして、地域住民ら約530人が、市に対し、久元喜造市長への約3億円の損害賠償請求を求めた住民訴訟の判決が29日、地裁であった。野上あや裁判長は「固有の違法事由は認められない」として請求を棄却した。原告側は控訴する方針。

# 須磨多聞線訴訟 住民の請求棄却

## 地裁「裁量権逸脱ない」

神戸市が整備する都市計画道路「須磨多聞線」(約7㍎)の西須磨工区をめぐり、計画自体が違法だとして、地元住民ら534人が久元喜造市長などを相手取り、市長に約3億円の損害賠償を請求するよう求めた住民訴訟の判決が29日、神戸地裁であった。野上あや裁判長は、市側に「裁量権の範囲の逸脱や濫用は認められない」などとして訴えを棄却した。

判決などによると、須磨多聞線の都市計画は1968年に決定され、95年3月に事業認可を得た。

西須磨工区は須磨区の須磨離宮公園南側の住宅街を南北に貫く道路。原告は、事業の背景にあった渋滞問題はすでに緩和され、必要性のない建設は違法だと主張していた。

判決は、市の交通量調査や予測結果は非合理とはいえず、計画は「移動時間を短縮し、災害時の避難路や緊急輸送道路としての役割を果たす」などとし、違法ではないと結論付けた。

(原晟也)